太陽光発電施設廃止後の森林回復対策

これまで

森林に設置する太陽光発電施設に対して、
・一定規模以上※1**森林を伐採する場合**、太陽光条例※2において**許可制**を導入※3
・施設廃止時には、修景や整地など必要な措置を実施

課題

今後、FIT制度の固定価格買取期間が終了する施設が増加するが、**防災機能、環境保持の観点**から跡地の**森林回復が重要な課題として顕在化**することが想定

※1：3000㎡超の切土・盛土を伴うもの
※2：太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例
※3：令和６年10月改正施行

1　森林回復のための対策パッケージ

既存施設

技術支援（ガイドライン）

森林回復対策**ガイドラインにより森林回復の考え方や手法を教示**

フォロー（相談体制）

農林振興事務所等において相談窓口を設置し、樹木の生育等に係る**フォローアップ体制の構築**

新規施設

規制強化（太陽光条例）

施設基準を改正し、**令和９年４月以降**に届出を行うものに対して、廃止後の跡地利用がない場合に**ガイドラインに沿った森林回復を適用**



ガイドラインに基づく植栽の例



ガイドラインに基づく獣害防止柵の例

太陽光発電施設廃止後の森林回復対策

2　太陽光発電施設廃止後の森林回復対策ガイドラインについて

技術支援（ガイドライン）

趣旨　開発され跡地利用の予定のない土地において、樹木を植栽することなどにより、**早期の森林回復を図る**

＜主なガイドライン項目＞

- 対象　廃止後の土地利用がないもの
施設周辺に森林があるもの
- 植栽本数　2,000本/ha を標準
- 獣害防除　防護柵1.8m 以上　等

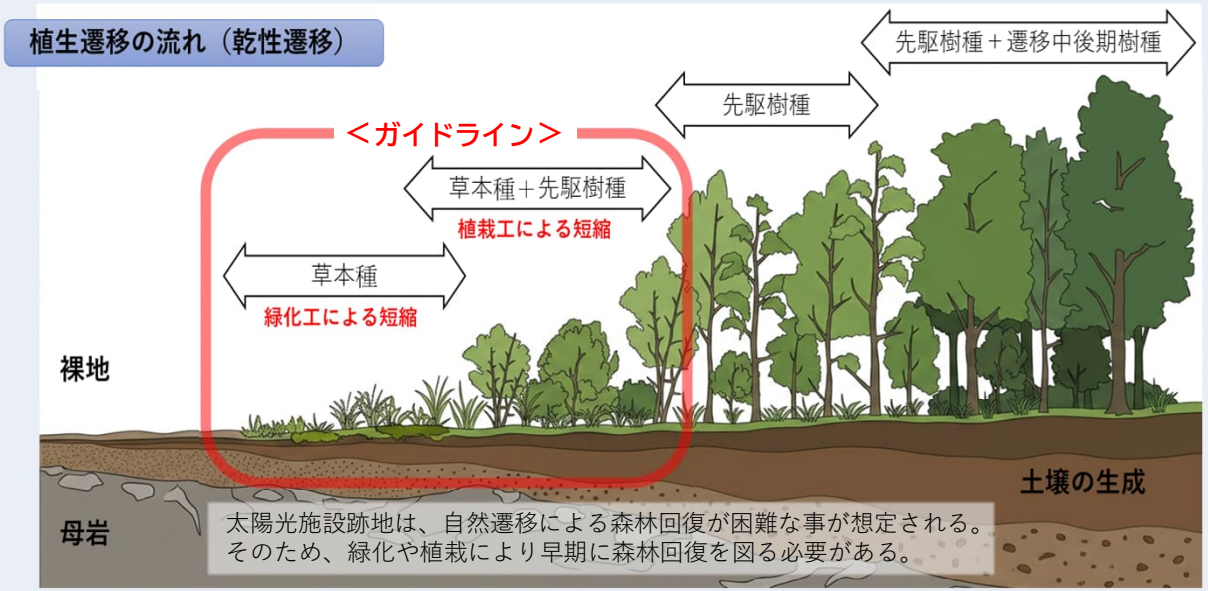

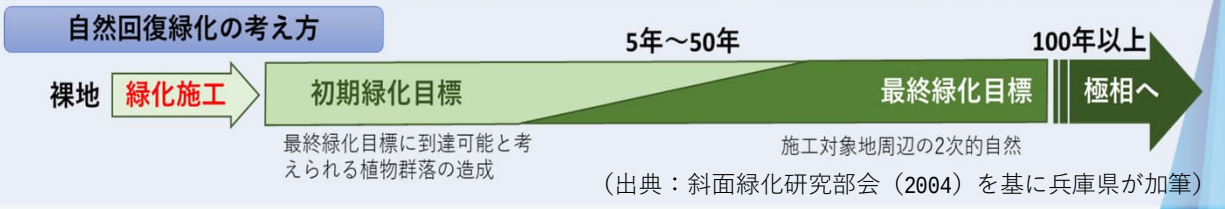

（出典：斜面緑化研究部会（2004）を基に兵庫県が加筆）

3　スケジュール

R８年11月
- **ガイドラインの策定、公表**
- **施設基準の改正**

→

- 事業者・関係者等へ周知
- フォローアップ体制の構築

→

R９年４月
- **ガイドラインの適用**
- **施設基準の施行**

＜問い合わせ先＞（太陽光条例）　まちづくり部建築指導課　TEL：078-362-3646（内線79568）
（ガイドライン）　農林水産部治山課　TEL：078-362-3473（内線74538）※シカの生態を除く
環境部自然鳥獣共生課　TEL：078-362-3463（内線74694）※シカの生態に関すること
（相談体制）　農林水産部林務課　TEL：078-362-3459（内線74459）